



# BANANANEWS

WEST ホームページにも情報満載！

バナナ園



## ～川崎市中原区の司法書士高原晶子先生<なごみ法務事務所>に伺いました～ 成年後見制度をご存知ですか？



なごみ法務事務所代表、高原晶子先生(司法書士)  
2012年川崎市中原区、武蔵新城駅そばで営業開始、女性代表が相談にのり、丁寧な説明を心掛けます。成年後見はもとより不動産登記、遺言・相続・相続放棄等、話しにくいことや司法書士に相談していいのかわからないことも遠慮なくご相談下さい。

病気や障害等で判断能力が十分でない方を見守ったり、財産管理をする「成年後見制度」をご存知ですか？今回は地元中原区の「なごみ法務事務所」の司法書士高原晶子先生にこの制度についてお話を伺います。

Q：高原先生、まず成年後見制度について簡単にご説明をお願い致します。

高原：認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な方が安心して暮らせるよう、法律面や生活面で支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」に別れます。潜在的ニーズ1千万人に対し制度を利用している人は約23万人と言われています(2020年)。

Q：さて、「法定後見制度」と「任意後見制度」2つの制度の違いは？

高原：任意後見とは、元気なうちに、自分の判断能力が不十分になったときに、後見事務の内容と後見人を選び、事前に契約で決めておく制度です。法定後見制度は判断能力が衰えた後利用でき、裁判所の審判によって選ばれた人が後見人などになる制度です。医師の診断が必要になり、診断に基づきその方の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの障害の程度によって区別されます。家庭裁判所に対し「後見人」「保佐人」「補助人」の選任を申立て、選任された人が本人に代わって法律行為をしたり、同意を与えたり、契約の取り消しをしたりすることができます。

Q：さて、成年後見人は誰にでもなれるのでしょうか？

高原：未成年や法令による例外を除き誰でもなることが可能です。制度の創設時(2000年)、後見人全体に占める親族の割合は91%でしたが、2020年には20%にまで減少しています。現実的には「弁護士」「司法書士」「社会福祉士」等、専門家が選ばれることが多くなっています。成年後見というのは財産・金銭の管理が含まれますので親族間の対立や財産・資産の金額、財産状況に問題がある場合、裁判所によって専門家が成年後見人に選ばれることとなります。また最近では親族が後見人になる場合に後見制度支援信託・支援預金という日常の支払いに使用のお金は後見人が管理し、普段使用しないお金を別口座で管理し裁判所の「指示書」によって払い戻しが出来る制度も活用されています。もしも自分が成年後見人を引き受ける場合でも多くの責任や義務が生じます。また一度引き受けると原則的にやめる事はできませんので事前に専門家に相談をすることをお勧めします。

Q：では成年後見人の具体的なお仕事は？

高原：なごみ法務事務所では現在18人うち2人は任意後見の方の後見を引き受けていますがいずれも認知症や精神疾患のある方で、半数の方が施設入居者です。在宅の方は原則意思表示ができる方ですがいずれも定期的な訪問をし、常日頃からコミュニケーションを取らねばなりません。就任時には「財産関係の書類<現金、通帳、有価証券、不動産権利証等>や印鑑の引渡し」「銀行、保険会社等に成年後見人の就任の届け出」「法務局にて登記事項証明書の入手<成年後見人であることの証明>」「財産目録の作成<被後見人の財産を調査、1ヶ月以内に財産目録を作成し、裁判所に提出>」「年間に支出する金額を試算し、収入とのバランスを明らかにする」等の作業、また毎年家庭裁判所への報告もします。ルーチンワークとしては在宅の方はまず「金銭管理」です、原則一定の金額を週や月毎にお渡ししその他の部分も出納簿をつけ管理、また年金の手続き等も行います。介護保険を利用されている方が殆どですので、申請や更新、安心して暮らせるように介護事業者、医療関係者との打合せも重要な仕事です。

Q：金銭の契約や行政とのやり取りだけでなく多岐に渡るサービスになりますね。

高原：目的は「その方がその方らしく安心して暮らせること」ですから。認知症や独居の高齢者が増加する中この制度を利用する方は毎年1万人以上のペースで増えているといえます。2016年には制度の普及を促す「成年後見制度利用促進法」も成立し、最近はお元気うちから自分の意思を伝えることが出来る「任意後見制度」を利用する方も増えてきています。「法定後見制度」の場合は「申し立て」「医師の診断」「様々な書類の作成」「裁判所の審査」等時間がかかります<最低でも数ヶ月>、また「任意後見制度」は任意後見契約書を公正証書で作成する必要があるため、打ち合わせから内容の決定、公証役場での署名押印まで同様に時間がかかります。「認知症が心配だ」「家族・親族の関係性が薄れ他人に迷惑をかけたくない」など、心配になったら早めに専門家への相談をお勧めします。<敬称略>

### 川崎市社会福祉協議会が実施するサービス

## 川崎市あんしんセンターをご存知ですか？

あんしんセンターでは、高齢や障害により、日常生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かりなどの支援を通して、高齢者や障害のある方等の権利擁護を図ることを目的とした日常生活自立支援事業を実施しています。

■どのような人が使えますか？

このサービスを利用できる方は次の①②③の要件を満たす方です。

①川崎市にお住まいで認知症高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者等または、おおむね65歳以上の方で、日常生活に援助が必要な方②ご自分で金銭の支払や重要な書類の保管が困難な方③ご本人の意思により利用申し込みを決めることができる方(このサービスは契約をすることによって提供されます) ※判断能力が十分でなく契約ができない場合は、成年後見制度をご検討下さい

■どんなことをしてくれますか？

主なサービスの内容は①福祉サービスの情報提供・助言②福祉サービスの利用手続き③福祉サービスの利用料の支払い④生活費の出金など、金銭の出し入れの手続き⑤家賃や公共料金、医療費などの支払い手続き⑥書類等預かりサービスになります

■利用料はかかりますか？

本サービスには利用料がかかります(月2,500円)※書類等預かりサービスは別途利用料がかかります。

■どこに相談すればいいですか？

各区あんしんセンターにご相談ください

※生活保護世帯の方は「川崎市被保護者金銭管理等支援事業」の利用になります。担当デスクにご相談下さい。

※詳しくは川崎市社会福祉協議会のHPをご覧ください。

<http://www.csw-kawasaki.or.jp/>

類型	対象になる人	申し立てをする人	申立時の本人の同意	同意(取消)権の範囲
補助	判断能力が不十分な人 大体的ことは自分で判断できるが、難しい事項については援助してもらわないとできない	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など	必要	民法13条1項に定める行為の一部 ※本人の同意が必要
保佐	判断能力が著しく不十分な人 簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできない	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など	不要<代理してもらった場合は必要>	民法13条1項に定める行為
後見	判断能力が全くない人 常に判断することができない。判断能力が全くなく常に援助が必要	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など	不要	日常生活に関する行為以外の行為については代理権がある



司法書士・行政書士  
なごみ法務事務所  
川崎市中原区新城5丁目9番25号マシビル5F  
TEL :044-863-6750  
FAX :044-863-6751  
Mail takahara@shiho-nagomi.jp



川崎市宮前区のグループホーム「バナナ園生田の杜」より

# けん玉の凄技に拍手喝采!

暑くて長い夏が終わり、半袖が長袖になり少しづつ秋が深まる11月3日は文化の日です。「自由と平和を愛し、文化をすすめる」ことが趣旨の祝日です。一言で「文化」と言っても多岐にわたっていますが、川崎市宮前区のグループホーム「バナナ園生田の杜」では、「けん玉」を「古くから伝わる日本の伝統文化(遊戯)」として披露、レクリエーションとして楽しんで頂くことにしました。調べてみると「けん玉」の起源は日本ではなく、世界各地にあるようです、日本に伝わったのは江戸時代で当時は現在の形のようなものではなく大人が酒の席で遊んでいたものだったそうです。子どもの遊びとして広まったのは明治時代で、「日月ボール」と言われる現在の形に進化したのは1918年(大正7年)で、この形は日本人が考案したそうです。現在は世界中でブームとして「けん玉」がひろがり「世界選手権」「ワールドカップ」が開催されるほど盛り上がりしています。実は「バナナ園生田の杜」のスタッフAさんは「けん玉」の段位1級の腕前、この日はAさんに「けん玉」の様々な技を披露してもらうことになりました。当日、レクリエーション前のティタイムのお菓子には、秋を感じて頂けるように、旬の栗を使用した栗ようかんをお出ししました。温かいお茶と相性抜群で、皆あつという間に完食、そして、お腹が幸せに満たされた後は、いよいよ「けん玉」のお披露目の時間です。最初は軽く「大皿」「小皿」「中皿」と技を決め、拍手・拍手! 続いて「飛行機」「灯台」「日本一周」「世界一周」と徐々に難度の高い技を決め「すごいねえ、うまいねえ」の声と共に拍手喝采!! そして次は童謡の「うさぎとかめ」の歌に合わせてながら、大皿と中皿に赤い球がリズムよく交互に乗っかり、場も一体となり盛り上がりしました。最後は大皿と中皿の連続100回を決めて、フィニッシュとなりました。その後、入居者の皆様にも挑戦していただくこと、Hさんに「やってみましょう!」と差し出すと、「ええ～出来ないよ～」と言いながらも嬉しそうに「けん玉」を受け取り、一振り、二振りする毎に真剣な表情に。車椅子に座っていることもあり、皿に乗せることは出来ませんでした。最後はご愛嬌、手で差し込み、「とめけん」の技を決めて一同大爆笑で「文化の日」のレクリエーションも大団円となりました。



スタッフAさんの「飛行機」「灯台」「日本一周」「世界一周」と繰り出されるけん玉の大技に会場は拍手喝采!最後のメはH様の禁じ手による「とめけん」。Hさま実はどや顔。

川崎市宮前区のグループホーム「バナナ園生田の泉」より

# No.1 食のリクエストは勿論「お寿司」!!

介護施設での生活は規則正しく健康的ではありますが、ともするとマン初化しがちです、生活の中に変化や彩りを添える為に如何に「非日常」を演出するかはスタッフにとっては重要なテーマですが、川崎市宮前区のグループホーム「バナナ園生田の泉」では四季おりおりの行事「初詣」「お花見」「紅葉狩り」等々に合わせ定期的に外出を計画、その折には必ず和食・洋食・中華等のレストランで食事会を開催し「非日常」を演出することにしています。ご入居者にとっては行事よりも外食が目当ての方も多いためのお楽しみ事、開催前にご入居者から「その時食べたい物」のリクエストを伺い、全員で企画会議を行い、どのような食事会にするのか決め実施するのです。その中でも皆様に圧倒的な人気は「お寿司」です。長い歴史を持つ日本料理・寿司は定番の「まぐろ」をはじめ、「イクラ」や、とろみが堪らない「ウニ」などのさまざまな種類がありますが日本人老若男女のユルワード、人気があるのも当然です。施設では暑い時期にはなかなか生魚をお出しすることも出来ないこともあり、秋口の外出では必ず「回転ずし」に寄らせてもらうことになっています。しかしコロナ禍の中、ここ2年近く全く外出しての食事が出来ません。「そろそろ美味しいお寿司が食べたくてきた!」と、ご入居者よりリクエストが出るのも至極当然のことです。そんな中、暑さもおさまり秋も深まる11月4日、皆さんのリクエストにお応えするため、この日は配食業者さんの昼食をキャンセルし、出前寿司を皆様にご用意することにしました。鮭や鯛、鱈にサモ、いくらなどの様々なネタのお寿司が並ぶと、「やっぱりお寿司はおいしいなあ」「やっぱりお魚は生が一番!」普段は食の細い方、残してしまうご入居者もお寿司となるとパロと召し上がっています。因みにご入居者の皆さんに何うと人気ベスト3は、3位「ウニ」2位「イクラ」1位「鮭」になりました。色々調べてみると最近では高齢者施設に板前さんを派遣し、お寿司を振る舞うサービスもあるそうです。それよりもコロナ禍が収まる事を願い、皆さんの大好きな回転寿司に出掛け本当にお好きなネタだけをお好きなだけ召し上がって頂きたいと思います。



ご入居者にも人気の回転ずしですが、今やソシアにとっては「回っているお寿司」が主流。78%の方が「回転ずし店」を利用。「気軽」に「好きな量だけ食べられる」のが人気の秘密。

## グループホーム空室情報

空室情報、入居に関するお問い合わせは右記の各施設もしくは総合案内

**044-455-6119**



## バナナ園グループ

【グループホーム】

- 川崎大師バナナ園 ☎044-280-2386 ●第2バナナ園 ☎044-587-1773
- バナナ園武蔵小杉 ☎044-863-7101 ●バナナ園ほりうち家 ☎044-722-5361
- のんびりーす等々力 ☎044-750-9203 ●のんびりーす ☎044-422-2295
- バナナ園生田ヒルズ ☎044-911-1599 ●バナナ園生田の杜 ☎044-789-5691/5692
- バナナ園生田の泉 ☎044-789-5693 ●バナナ園横浜山手 ☎045-264-9634



月刊 MONTHLY BANANA NEWS (毎月1日発行)  
 通算第204号 編集:株式会社アイ・ディ・エス  
 川崎市中原区新丸子町734-2 ☎044-455-6119  
 <HP> <http://www.bananaen.com/>

バナナ園グループで働きステップ・アップをしませんか?

## 介護スタッフ募集中

★介護は7行'イ7~未経験だからこそその7行'イが必要です!

### ■募集要項

★職種:ケア・スタッフ①正社員/②非常勤職員★無資格・未経験からスタート/年齢不問

★給与:① 月給:224,781円<18歳資格なし夜勤6日含む>

② 時給1,040円<無資格>~1,190円<介護福祉士>

※夜勤1回18,000~20,000円<介護福祉士>①②とも処遇改善加算交付金含

★時間:9:00~17:00 17:00~翌9:00

★待遇:社保・有休・交通費規定内支給:月額50,000円迄

★勤務場所:当社各施設10箇所の中から通勤し易い場所を選べます。

●問合せ:㈱アイ・ディ・エス 採用担当まで

**☎044-455-6117**

2022年3月新卒社員募集中

会社説明会随時開催中

エントリーはこちらから→



マイナビ2022

